

広島県告示第五百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成二十年六月十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十年六月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区 間	新 旧		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡北広島町戸谷字酒森五四二番一 地先から 山県郡北広島町戸谷字坂平二九二八番地 先まで	三〇・五〇 三八・〇〇	三〇・五〇 四八・〇〇	三〇・五〇 四八・〇〇	四六・〇〇	拡幅 一般国道四三 四号と重複 県道溝口加計 線と重複
山県郡北広島町戸谷字酒森五三二番地 先から 山県郡北広島町戸谷字大祖路三〇九八番 二地先まで	二四・五〇 二六・〇〇	二二・一〇 二二・九〇	二四・五〇 二六・〇〇	五一・〇〇	幅員減少 不用物件延長 五一・〇〇メ ートル 一般国道四三 四号と重複 県道溝口加計 線と一部重複

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区 間		新 旧		敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メ ー ト ル)	備 考
新	旧	新	旧			
山県郡北広島町戸谷字酒森五四二番一 地先から 山県郡北広島町戸谷字坂平二九二八番地 先まで		三〇・五〇 四八・〇〇	三〇・五〇 三八・〇〇	二二・一〇 二二・九〇	二四・五〇 二六・〇〇	幅員減少 不用物件延長 五一・〇〇メ ートル 一般国道四三 三号と重複 県道溝口加計 線と重複
山県郡北広島町戸谷字酒森五四二番地 先から 山県郡北広島町戸谷字大祖路三〇九八番 二地先まで		三〇・五〇 四八・〇〇	三〇・五〇 三八・〇〇	二二・一〇 二二・九〇	二四・五〇 二六・〇〇	幅員減少 不用物件延長 五一・〇〇メ ートル 一般国道四三 三号と重複 県道溝口加計 線と重複

一 道路の種類

県道

二 路線名

溝口加計線

三 道路の区域

区 間		新 旧		敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メ ー ト ル)	備 考
新	旧	新	旧			
山県郡北広島町戸谷字酒森五四二番一 地先から 山県郡北広島町戸谷字坂平二九二八番地 先まで		三〇・五〇 四八・〇〇	三〇・五〇 三八・〇〇	二二・一〇 二二・九〇	二四・五〇 二六・〇〇	幅員減少 不用物件延長 五一・〇〇メ ートル 一般国道四三 三号と重複 県道溝口加計 線と重複
山県郡北広島町戸谷字酒森五四二番地 先から 山県郡北広島町戸谷字大祖路三〇九八番 二地先まで		三〇・五〇 四八・〇〇	三〇・五〇 三八・〇〇	二二・一〇 二二・九〇	二四・五〇 二六・〇〇	幅員減少 不用物件延長 五一・〇〇メ ートル 一般国道四三 三号と重複 県道溝口加計 線と重複